

ちょっと
真面目な



東広島・呉自動車道に関する法律のお話

東広島・呉自動車道は、『自動車専用道路』（道路法第48条の2）です。

『自動車専用道路』に指定されると、自動車のみ的一般交通の用に供されます。これにより、歩行者・軽車両等の立入制限等の行為制限及びそれに反した場合の罰則等が生じることになります。

*（道路法第48条の11、法第48条の12及び法第103条）

指定は、道路管理者（国土交通大臣）の公物管理行為です。

『自動車専用道路』は、交通の安全と円滑又は道路交通騒音により生ずる障害の防止を図ることを主目的としており、自動車の高速交通を意図して作られるものではありません。

一方、都道府県公安委員会による交通の規制は、公物警察権に基づく規制です。自動車のみが通行できるという視点で見た場合、都道府県公安委員会が道路交通法第4条に基づいて、歩行者又は車両の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることで、同法第8条によって自動車以外の方法による通行の禁止するということがあります。

*（公物警察権：道路における道路交通法に基づく取締り等）

【道路法】



第48条の11（出入の制限等）

何人もみだりに自動車専用道路に立ち入り、又は自動車専用道路を自動車による以外の方法により通行してはならない。

2 道路管理者は、自動車専用道路の入口その他必要な場所に通行の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならない。

第48条の12（違反行為に対する措置）

道路管理者は、前条第1項の規定に違反している者に対し、行為の中止その他交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。

◆ちよこっとメモ◆

Q：小型二輪車(125cc以下)は自動車専用道路に入れるでしょうか？

A：『原動機付自転車』に該当するため、自動車専用道路は走れません。



【道路交通法】

第4条（公安委員会の交通規制）

都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。

この場合において、緊急を要するため道路標識等を設置するいとまがないとき、その他道路標識等による交通の規制をすることが困難であると認めるときは、公安委員会は、その管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、道路標識等の設置及び管理による交通の規制に相当する交通の規制をすることができる。

2～5（略）

第8条（通行の禁止等）

歩行者又は車両等は、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはならない。

2 車両は、警察署長が政令で定めるやむを得ない理由があると認め許可をしたときは、前項の規定にかかわらず、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行することができる。

3～6（略）

東広島呉自動車道 ドライバーのみなさまへ

Uターン禁止



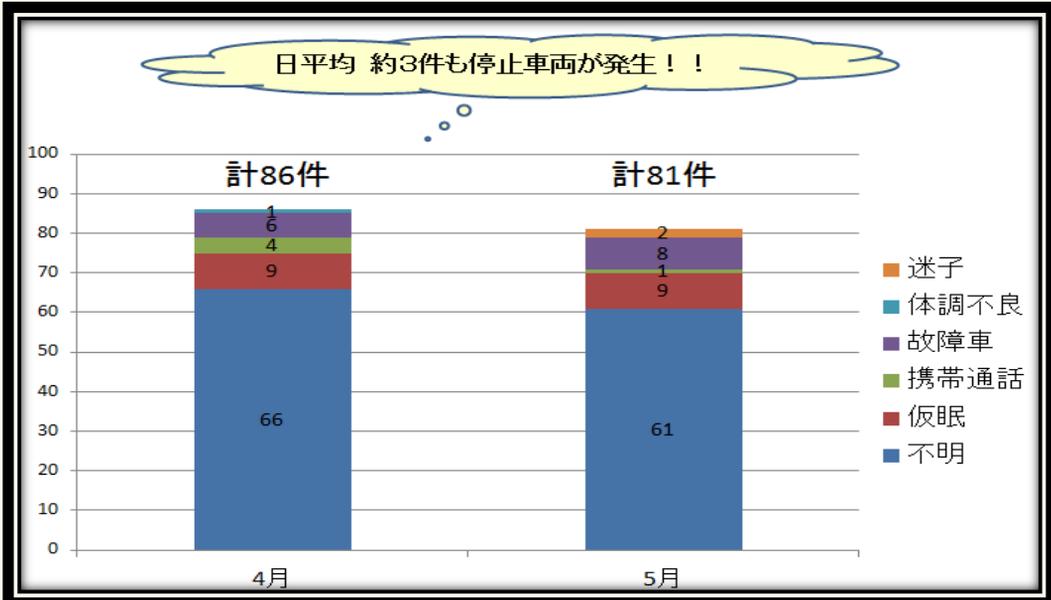
駐停車禁止

道路の異常は
緊急ダイヤル
9 9 1 0 へ

故障車が増えています



【H27.4～5月 路肩・非常駐車帯等で見られた停止車両数及び理由】



【道路交通法】

高速自動車国道のほか自動車専用道路に関しても規定しています。

第七十五条の五（横断等の禁止）

自動車は、本線車道においては、横断し、転回し、又は後退してはならない。

第七十五条の八（停車及び駐車の禁止）

自動車（これにより牽引されるための構造及び装置を有する車両を含む。以下この条において同じ。）は、高速自動車国道等においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。

＜＜お問い合わせ先＞＞

西条維持出張所

☎739-0021

東広島市西条町助実1840

☎082-423-4204

fax082-423-6645